様式第三十一（第三十九条関係）

（表）

第　　号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第３５条第２項の規定による身分証明書

写 真	職名及び氏名 年　月　日生 年　月　日発行

発行者名　　印

（裏）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律抜粋

第三十五条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定匿名加工医療情報作成事業者若しくは認定医療情報等取扱受託事業者（これらの者のうち外国取扱者である者を除く。）、匿名加工医療情報取扱事業者若しくは医療情報取扱事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

四　第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣とする。